

# 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

社会福祉法人翔風会  
特別養護老人ホーム びわやまの里  
短期入所 びわやまの里  
グループホーム つわぶき

## 第1 基本的考え方・目的

感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が多く生活する環境では、感染症等が広がりやすい状況にあります。そのため、社会福祉法人翔風会の各事業所は、感染症や食中毒を予防する体制を整備し、平常時から感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の対策を実施します。また、感染症等の発生時には迅速で適切な対応に努めます。

当法人における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の基本的考え方を理解し、法人全体で取り組むため本指針を作成します。

## 第2 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の基本方針

### 1 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために、担当者を決め、感染症対策委員会を設置し法人全体で取り組みます。

### 2 平常時の対応

#### ① 事業所内の衛生管理

当法人では、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、別に定める感染症対策マニュアルに基づき各事業所の衛生保持に努めます。又、手洗い場、トイレ、汚物処理室等の整備と充実に努めるとともに、日頃から整理整頓を心がけ、換気・清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

#### ② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、別に定める感染症対策マニュアルに基づき職員の手洗い、消毒を徹底し必要に応じマスク等個人用防護具を着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

#### ③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

### 3 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画」等に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります。

#### ① 「発生時の状況把握」

#### ② 「まん延防止のための措置」

#### ③ 「有症者への対応」

④ 「関係機関との連携」

⑤ 「行政への報告」

施設長は、次のような場合には迅速に市町村等の主管部局に報告するとともに、所轄の保健所への報告を行い発生時対応等の指示を仰ぎます。

※報告書式は都道府県、市町村の指定様式とします。

《報告が必要な場合》

ア. 同一の感染症もしくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染者もしくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を感染症の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※イについては、同一の感染症などによる患者等が、ある時点において、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合であって、最初の利用者等が発生してからの累積の人数ではないことに注意

《報告する内容》（様式1）

ア. 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数

イ. 感染症又は食中毒が疑われる病状

ウ. 上記の利用者への対応や施設における対応状況等

※尚、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する利用者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行います。

### 第3 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する体制

#### 1 感染対策委員会の設置

##### ① 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討することを目的に設置します。

② 感染対策担当者は施設長が任命する看護職員とします。

##### ③ 感染対策委員会の構成員

- ・施設長
- ・総括主任
- ・看護職員
- ・介護職員（各ユニット）
- ・管理栄養士（栄養士）
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・機能訓練指導員
- ・事務職員
- ・その他施設長が必要と認めるもの

#### ④ 感染対策委員会の開催

委員会は定期的に3カ月に1回以上開催します。ただし、必要に応じて随時開催します。

#### ⑤ 委員会の役割

- 1) 感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- 2) 各指針・各マニュアル等の作成
- 3) 発生時における施設内連絡体制及び行政機関等への連絡体制の整備
- 4) 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- 5) 新規利用者の感染症の既往の把握と対応策
- 6) 委託業者（清掃・調理等）への感染症及び食中毒まん延防止のための指針の周知徹底
- 7) 各担当での感染対策実施状況の把握と評価
- 8) 感染症等に関する研修や訓練の実施及び新規採用者の教育

### 2 職員の健康管理

- ①直接介護に係る職員及び宿直者は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施します。
- ②インフルエンザの予防接種等について、接種の意義、有効性、副作用の可能性等を職員へ十分説明の上、同意を得て予防接種を行います。
- ③職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます。

### 第4 職員に対する教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、感染症対策委員会を通して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り、職員教育を行います。

- 1 定期的な研修を、年2回以上年開催します
- 2 新規採用者に対する感染対策研修を行います
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を、年2回以上行います。

### 第5 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止における各職種の役割

#### 1 施設長

- ① 感染症・食中毒の予防、まん延防止体制の総括責任
- ② 感染症発生時の行政報告

#### 2 総括主任

- ① 感染症発生時の状況把握及び指示
- ② 各職種の補佐

#### 3 看護職員

- ① 医師、協力病院との連携を図る
- ② ケアの基本手順の教育と周知徹底

- ③ 衛生管理、安全管理の指導
- ④ 外来者への指導
- ⑤ 予防対策への啓発活動
- ⑥ 早期発見・早期予防の取り組み
- ⑥ 経過記録の整備
- ⑦ 職員への教育

#### 4 介護職員

- ① 各マニュアルに沿ったケアの確立
- ② 生活相談員、看護職員、管理栄養士（栄養士）、調理員との連携
- ③ 利用者の状態把握
- ④ 衛生管理の徹底
- ⑤ 経過記録の整備

#### 5 管理栄養士・栄養士

- ① 食品管理、衛生管理の指導
- ② 食中毒予防の教育、指導の徹底
- ③ 医師、看護職員の指示による利用者の状態に応じた食事の提供
- ④ 緊急時連絡体制の整備（保健所各関係機関等）
- ⑤ 経過記録の整備

#### 6 生活相談員・介護支援専門員

- ① 医師、看護職員との連携を図り、予防、まん延防止対策を強化
- ② 緊急時連絡体制の整備（病院、施設、家族等）
- ③ 経過記録の整備
- ④ 家族への対応
- ⑤ 発生時及びまん延防止の対応

#### 7 機能訓練指導員

- ① 他職種の補佐
- ② 発生時及びまん延防止の対応

#### 8 事務員

- ① 緊急時連絡体制の整備（病院、行政等）
- ② 備品の管理
- ③ 他職種の補佐

第6 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に関する指針等の見直し及び閲覧について  
本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染対策委員会において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとします。尚、この指針は、当法人のホームページでいつでも自由に閲覧することができます。

#### 付則

この指針は、令和6年4月1日より施行します。